

令和7年
第2回立川市農業
委員会総会議事録

立川市農業委員会

令和 7 年第 2 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 7 年 2 月 25 日 (火) 午後 3 時
会場 立川市役所 208・209 会議室

1 開会

2 議事録署名委員の指名

3 報告事項

(1) 事務報告

(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

4 議事

議案第 1 号 都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について

議案第 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第 3 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

5 その他

(1) その他

6 閉会

令和 7 年 第 2 回 立川市農業委員会総会

令和 7 年 2 月 25 日 (火)

立川市役所 208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊君	10番	鴻地 文武君
2番	嶋田 貞芳君	11番	
3番	高杉 晋一君	12番	高橋 浩久君
4番	内野 智行君	13番	宮岡 広行君
5番	橋本 良子君	14番	田中 佐一君
6番	浅見 恵子君	15番	清水 茂男君
7番	宿谷 豊君	16番	川野 進君
8番	横幕 玲子君	17番	岡部 良己君
9番	森谷 一郎君		

事務局職員

局長 井上 隆一君

係長 熊谷 寛君

主事 小林 史弥君

午後 2 時 57 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。
それでは、始めたいと思います。
先日の農業大会には、朝早くから夜遅くまで大変お疲れさまでございました。また、北多摩農業委員会連合会の優良賞ということで田中委員には表彰を受賞しまして、大変おめでとうございました。改めてお祝い申し上げたいと思います。

また、あした、今度はあさってですね。27日は清瀬、あと東久留米の視察ということで、こちらは農業会議との合同研修ということでございますので、続いてまた忙しいとは思うんですけども、御出席のほうをお願いしたいと思います。

いよいよ今年度も来月でもう今年度が終わりということで、また4月からは新年度ということで、今日は令和7年度の日程表のほうも配られているかと思いますので、またそちらの日程に沿って令和7年度も進めていく予定でいますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和7年度第2回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第6条の規定を満たす数の委員が御出席をしておりますので、本総会は成立をしております。

本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名です。
今回は、7番の宿谷委員、10番の鴻地委員にお願いしたいと思います。
それでは（1）事務報告、（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出が1件、（3）農地法第5条第1項第6号の規定による届出が2件、一括して事務局より報告をお願いします。

局長 それでは初めに、報告事項（1）事務報告を行います。恐

縮でございます。着座の上、御報告申し上げます。

1月29日（水）、北多摩西部地区農業委員会検討会が開催をされまして、会長、職務代理、事務局が出席をいたしました。

2月12日（水）、東京都農業会議常設審議委員会が開催をされまして、会長が出席をなされました。

2月13日（木）、北多摩農業委員会優秀農業経営者表彰式が開催をされまして、会長、田中委員、事務局が出席をいたしました。

2月20日（木）、第66回東京都農業委員会農業者大会が開催をされまして、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局が参加をいたしました。

委員会といたしまして、2月20日（木）、午後6時より顕彰事業受賞者の祝賀会をホテルエミシア東京立川で行いました。

また、2月14日（金）に2月の総会に向けた現地調査を、25日（火）午後3時より第2回総会、終了後全員協議会を開催をいたします。

明日以降でございます。

2月27日（木）、立川市農業委員会、立川農業振興会議の合同視察研修を行い、農業委員会、事務局が出席を予定しております。

3月7日（金）、主任職員協議会が開催をされまして、事務局が出席を予定しております。

3月10日（月）、農業委員会サポートシステム操作研修会が開催をされまして、事務局が出席を予定しております。

3月17日（月）、東京都農業会議通常総会及び常設審議委員会が開催をされまして、会長が出席をなされる予定でございます。

委員会といたしましては、3月14日（金）に3月の総会に向けた現地調査を、26日（水）午後3時より第3回総会、終了後全員協議会を開催をいたします。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する御報告でござ

います。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在地は一番町六丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は119m²。転用目的は駐車場用地でございます。周辺略図を御参照いただければと思います。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項第6号の規定による届出2件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は一番町二丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は295m²。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は砂川町六丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は2,778m²。転用目的は住宅用地でございます。それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

ただいま報告がありました件について、何か御質問があつたらお願いをいたします。

ありませんか。

それでは、御質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、1件議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

局長 議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定につきまして、御審議をお願いをいたします。

恐縮でございます。今日、事務局次長が身内の御不幸があり

まして欠席でございますので、代わりまして私が担当させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申します。着座の上、提案を申し上げます。

議案第1号でございます。現地調査を借受人立ち会いの下、嶋田職務代理、鴻地委員、内野委員、森谷委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告を申し上げます。

略図1を御覧ください。略図1は砂川三番の北、西武拝島線の北に広がる農地でございます。事業の内容といたしましては、貸付人の生産緑地に借受人が使用貸借権を設定をいたしまして、野菜の生産を行うというものでございます。

審査要件①、全部効率利用要件でございますが、借受人は令和6年9月29日に認定新規就農者の申請をされまして、令和7年4月1日には認定が予定されております。現在、新規就農に向けて、東京農業アカデミー八王子研修所等で研修を続けておられます。認定新規申請時の経営計画書より、枝豆やトウモロコシ、ネギ等の露地野菜の生産を予定しております。機器類につきましても既に所有されているもののほか、新規就農の支援事業等も活用し、計画的な購入を予定しております。また、貸付人も1割以上の従事をすることとなっております。これらから、新規就農ではございますが、農地全体にわたって効率的に利用する要件を満たすものと考えております。

審査要件②、農作業の常時従事要件は、申請者の従事日数が年間300日となっておりますので、要件を満たしているものと考えております。

審査要件③、地域との調和要件でございますが、住宅街に広がることから農薬等散布は防除基準に従うことや、地域に調和した品種の選定や栽培方法に配慮した営農を行うとのことでございますので、問題が生じることはないものと考えております。

また、本法律における要件、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業につきましては、都市住民が農業を体験する取組など、複数の要件のうち1つ以上を満たす必要がござ

います。本計画では、生産した農産物をみのーれ立川等、市内の共同直売所や地元スーパーでの販売を予定されており、要件を満たすものと考えております。

以上のことから、申請内容は、都市農地貸借円滑化法第4条に規定する事業計画として決定できないものではないという考え方でございます。

議案第1号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

まず初めに、鴻地委員、お願いします。

10番 今、説明があったとおりなんですが、この砂川町の畠、結構広い畠で住宅に囲まれておりました。説明があったとおり、地域の住民の方とうまくコミュニケーションを取りながらやっていくというお話をしたので、まず問題ないと思います。あと本人も、説明がありました八王子のアカデミーなんですが、来月3月で卒業する見込みということでしたので、4月からしっかりと農業のほうをやっていくと言っておりましたので問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、森谷委員、お願いします。

9番 事務局とあと鴻地委員が言われたとおり何の問題もないと思いますので、付け足すことはありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、内野委員、お願いします。

4番 畠のほうも大変きれいになっていまして、今の状態はいつも作付できる状態になっていました。申請者と以前ほかの件でちょっとお話ししたことがあるんですけども、結構やる気もある方なので何の問題もないと思います。

以上です。

- 議長 ありがとうございました。
- 続きまして、職務代理、お願いします。
- 2番 今、各委員さんが言われたように問題ないと思います。
- 以上です。
- 議長 ありがとうございました。
- ただいま説明がありました件について、何か御質問がありまし
したらお願いしたいと思います。
- それでは、私のほうからよろしいでしょうか。
- まず、こちらは番号で言うと3番の2のところですかね。都
市農地における耕作・事業内容というところの枠の2番目のと
ころに、農地所有者の生産緑地区域分の道路の見回りが、年間
30日以上従事するとここには書いてあるんですね。それで、
ここには書いてあります。あともう一枚の新規就農希望者経営
計画の写しというところの一番下の2番目、家族構成のところ
に、義理の父のところの農業従事予定のところが「なし」とな
っているのに丸がついているんです。従事日数がゼロというこ
とになっているんですね。なので、そのところがこれ書き間違
えたのか、この辺どういうことなのかお聞きしたいんですけども。
- 係長 今の御質問の件について事務局のほうからお答えいたしま
す。
- 今回添付しております今ゼロ日となっていましたほうにつき
ましては、新規就農希望者で、こちらの今回の都市農地貸借円
滑化法ではなく新規就農の希望者、東京都担い手育成総合支援
の関係の書類となります。この時点の段階で従事日数のところ
がゼロ日となっておりますが、今回、都市農地貸借円滑化法で
農地をお借りした上で生産を始めるときのこの計画書のほうの
段階では、年間30日以上、貸す方が従事されるということでお
話を伺っておりますので、この過去の計画書の段階と今回の
計画、提出いただいている計画と差異があるということにつ
きましては、改めて御本人に御確認いただいた上で確認いただ
けると、より正確な状況が分かるかと思いますので、また後ほ

ど申請者の方にお聞きいただければと思います。

議長 そうしましたら、ただいまの質問の件なんですけれども、後ほど申請者がお見えになるので、直接そのところを聞くということでおいいんですか。

係長 お願ひいたします。

議長 分かりました。じゃ、そのときに本人に確認を取ってみます。

あと何か御質問ありますか。

お願ひします。

5番 教えていただければと思うんですけども、賃借契約が15年間なんですけれども、これというのは普通なんですか。15年やってもいいですか。私よく分からなくてお聞きしたいんですけども、何か限りがあるような話を聞いたこともあって、その15年というのは、お互いに双方がいいと言えば、15年とか20年とか勝手に決めていいようなものなんですか。よければ教えていただければと思います。

主事 今回、農地の貸借契約書の期間が15年間ということで、特段その期限といいますかそういう部分が、制度上あるのかというところで御質問をいただきましたけれども、基本的に都市農地貸借円滑化法上で上限というものは定めておりませんで、今、委員がおっしゃられたように、土地の貸借の契約書により民民といいますか、当事者同士の契約の年数に基づいて御契約いただいているといった状況でございます。それで15年ということで伺っております。

5番 何で15年になっているか、何かもっと30年とかやらないで何で15年にしたのかなと思って、まあいいです。すみません。ありがとうございます。

議長 もしあれでしたら、また後ほど申請人が来ますので、ぜひ直接質問してもいいということですね、その辺。ぜひ先に質問をしてください。

そのほか。

川野委員。

16番 すみません、ちょっとよく分からないんですけれども、これ見ると義理の父親の農地を借りるということで、言ってみれば家族内のような形だと思うんですけども、この背景というのがよく分からないんですけども、後継者が別にいらっしゃるとかそういう形なんでしょうか。

2番 家に入れば多分、普通に親元就農みたいな形だけれども、法律上は赤の他人じゃないけれども、そういう形だから手続をしたんじゃないのかなと思う。

10番 恐らく職務代理が今説明されたのも結構大きいのかなと思います。あとはお婿さんになっているわけじゃないので、契約してしっかりと農業をやるために、こういった契約書を結んでやりたいという本人の意思だと思います。それだけやる気があるんだぞということだと思います。あとは質問してください。

議長 そのほか御質問ありますか。よろしいですか。あとはまた本人に質問をお願いしたいと思います。

それでは、御質問等がないと認め、証明書の発行を前提として申請人に意思確認を行いたいと思います。申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。

都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画などについて御説明などををお願いしたく、御出席をお願いをいたしました。どうか御理解と御協力をお願いしたいと思います。

それでは、私のほうから2点質問させていただきます。

まず1点目なんですが、現在、新規就農に向けて研修を続けておられるということですが、今後作付にどのように生かしていく予定でしょうか。

あと2点目です。都市農地貸借円滑化法では、貸主の1割の従事が求められております。このことについて申請人は貸主がどのように関与されているかを、確認をさせていただきたいと思います。

それでは、以上について説明をお願いいたします。

申請人 よろしくお願ひいたします。

まず1点目の質問についてですけれども、今、私は東京農業アカデミー八王子研修農場というところで、就農に向け2年間の研修を受けております。1年次にはおよそ20品目の基本的な野菜を、同期の5名と共に栽培してまいりました。2年次には、自分自身の就農モデルに即した形で露地4a、あとハウス0.4aのビニールハウスを与えていただきまして、自由に作付をさせていただくというような流れで研修をさせていただいております。

そこで基本的な栽培の知識だったり、併せて農業経営というのを、講義なんかも含めて学ばせていただいておるんですけれども、私自身が就農するに当たり営んでいきたい農業というのは、お客様、消費者に近いというのが東京の農業の非常に大きな魅力だと思っておりますので、なるべく直売という形で直接お客様に販売していきたいというふうに考えております。その中でアカデミーでも直売会というのを開催しておったんですけれども、その中でお客様の反応というのをダイレクトに学ばせていただいて、私自身もそういった経験を生かして直接お客様に売っていくというところを考えています。

具体的な作付の品目としては、将来的にはハウスを新設させていただいて、トマトというのを主力の作物にしていきたいと思っております。今ビニールハウスはない状況ですので、その前には露地でやっていく中ではスイートコーン、枝豆、非常に鮮度が重要になって、お客様からの鮮度、新鮮なものを食べると非常においしいというところを体感したという状況がありますので、スイートコーンと枝豆というのを中心に季節の野菜というのを作付していって、営農していきたいというふうに考えております。

2点目の質問に関しましては、義理の父からの貸借という形になるんですけども、1割従事ということでおよそ年間30日程度、30日以上の従事というところを契約書にも盛り込ま

せていただいて締結させていただきました。具体的には農地の見回り、あとは近隣住民さんとの付き合い方のアドバイス、あと私自身の営農に対する栽培の指導であったり相談というところというのをアドバイスいただくという形で、話をさせていただいております。

以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんで御質問がありましたらお願ひいたします。

5番 御質問させていただきます。ちょっとプライベートなことも含まれているので、お答えになりにくいことがあれば遠慮なくお答えを控えていただいて結構です。

申請書を拝見して2点聞かせていただきたいと思います。

1つは、貸借期間が15年間なんですけれども、この理由、もっと長くてもいいのかなと思うし、通常でしたら、全く赤の他人の貸借だともっと短いのが普通なのかなというふうにも感じていますし、なぜ15年かというのをお聞かせいただければと思います。

もう一つなんですけれども、義理のお父様が、新規就農希望の経営計画書を見ると農業をされていないように書いてあって、お父様はお元気でいらっしゃるのかということを、もしよろしければお聞かせいただければと思います。

以上です。

申請人 まず1点目の質問に関しましては、なぜ15年かというところなんですけれども、契約期間については、ハウスの新設を計画しておりますという関係で15年という計画を設定させていただきました。ハウスの新設に差し障りのない長さ、耐用年数というところを超えてなるべく短いところでという形で考えています。

あと義理の父の、元気です。体からいいますと元気なんですけれども、高齢というところもあって足がちょっと悪くなってしまってというところがありますので、畠を見回る程度で、実

際に畠のほうでの作業というのは今現状はやっていないということです。

5 番 分かりました。

議長 ありがとうございます。

そのほかに。

2 番 1点、書類上の確認なんですけれども、今、委員のほうから質問があったのとちょっとダブっちゃうんですけれども、新規就農経営計画書のほうには、先ほど言ったように義理のお父様のほうがゼロということで、今回の円滑化法の中では従事日数が1割程度の約30日ということなんですねけれども、これはあくまでも新規就農の経営計画書のほうが先に出ていて、その後タイムラグというか遅くというか、賃貸借のほうでは改めてお父さんに確認をして、お父さんにもそれは承知をしていただいているということでおよろしいでしょうか。

申請人 はい、結構です。

議長 いいですか。新規就農者経営計画では従事日数がゼロということは、だけれども、貸借円滑化法ではやる、従事日数が30日と書いてあるんで、それは何か理由があるんですか。

申請人 失礼いたしました。経営計画書における従事日数というのを、先ほど申しましたように畠に実際に出ている日数というふうに捉えてしまつて作成したという状況なんです。賃貸借においては、父のほうにも1割従事ということで関わっていただかないといけないというところですので、具体的にどういう関わり方ができるのかというのをお話しさせていただいた上で、先ほど発表させていただいたような内容を契約書に盛り込んであるというような状況になります。

議長 分かりました。ありがとうございます。

そのほかに何かございますか。

16 番 すみません、2年目に施設整備を予定されているようなんですねけれども、恐らくこれは東京都の事業を活用される予定なのかなと思うんです。認定の新規就農者の手續はどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

申請人 ありがとうございます。認定新規就農者につきましては、4月1日から取得できているというような状況で、先日授与式にも参加させていただいて、4月1日から認定新規就農者ということで営農をスタートという形の段取りになっております。

16番 じゃ、既にもう申請済みという形ですね。分かりました。

議長 そのほかよろしいですか。

いろいろ皆さんから御質問をいただきいて、いろいろ答えていただきまして大変ありがとうございました。いろいろこれから大変かと思うんですけれども、ぜひ頑張って成功させていただきたいと思います。それで、あと体には十分気をつけていただきたいと思いますので、またぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これで質問等を終わりたいと思います。今日はお忙しい中ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、要件を満たしているとして決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、決定することにいたします。

次に、議案第2号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、2件、議題に呈します。

本日は複数ございますので、1件ごとに説明と申請者への意思確認等を行いたいと思います。

それでは、事務局より議案第2号の1の説明をお願いします。

局長 議案第2号の1、農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。現地調査を申請人立ち会いの下、鈴木会長、高橋委員、浅見委員、宮岡委員、横幕委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は幸町五丁目の4筆になります。略図1を御覧ください。略図1は、立川第四中学校の南西、自宅裏に広

がる農地でございます。ソヨゴやツゲなどの植木の生産がされておりました。剪定枝や支柱などが放置をされていたため、片づけるように委員から指導がございました。肥培管理はおおむね良好でございまして、境界も確認できているところでございます。

議案第2号の1は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案第2号の1について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

まず初めに高橋委員、お願いします。

12番 それでは、説明します。畠を見せていただき、畠のほうはソヨゴとかツゲ、またシイモチとかの植木をきれいに生産されており、圃場管理等は全く問題ありませんでした。ただ、今、報告があったとおり、支柱があちこちに点在していたので、後日申請者に指導しまして、おおむね1か月ぐらい前、コンパクトに片づけるようにという指導をしておきました。3月の総会のときに、きれいになったことを報告できるようにしたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、宮岡委員、お願いします。

13番 特に、見回りましたが、問題のあるところはなく、高橋委員の報告どおりだと思いますので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、浅見委員、お願いします。

6番 特に問題ないと思います。

議長 続きまして、横幕委員、お願いします。

8番 特に補足することはできません。問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。

ただいま各委員さんからも問題ないということでございます。

植木のほうもしっかり植えて生産も管理もされております。あ

とは高橋委員が指導をしていただいたように、そこの支柱だけの問題かなと思います。後日すぐ撤去、片づけるということで何の問題もないのかなと思います。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について何か御質問等がありましたらお願ひします。

それでは、御質問等がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。

申請人の方には相続税の猶予制度について十分御理解をしていただいていると思いますが、本総会におきまして改めてその意思確認をさせていただきたいと思いますので、御協力をお願ひいたします。

農業委員会としては、猶予制度が正しく運用されなければ制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか農地の存続すらなくなってしまうと考えております。そこで農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねをしたいと思います。

それでは初めに、農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をいたします。

それでは初めに、岡部農業経営部会長、お願ひします。

17番 お時間いただきましてありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、質問をさせていただきます。

まず相続税の納税猶予制度を申請した農地所有者は、その適用のために生涯にわたり農業経営を行う必要があります。その長い期間の中には、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも制度を適用する上では、農業経営を継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続は難しくなることが予想され

ます。そこで確認をさせていただきます。

まず1点目は、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思がおありでしょうか。

2点目は、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力・支援等を受けられるでしょうか。

以上の2点ですけれども、お答えをお願いいたします。

申請人 こんにちは。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

まず1つ目の質問ですが、今後、農家13代として生まれてきました。そして父、が6月5日に他界しました。令和6年6月5日、そのときも今回と同じ申請の場所の納税猶予、生産緑地をまんま引き継ぎ、自ら今度私の手でこの土地を守っていく所存でございます。農業をやるつもりで今日は参りました。

そして今度、後継者なんですけれども、私は今1人なんですけれども、息子がいます。ちょっと離れたところの小平市に住んでいるんですけれども、ふだんはサラリーマンをしてJA東京みどりに勤めて農協の職員をしています。土日はかなりゴールデンウイークとかお休みがあって、除草剤をまいたり農地の管理とか、積極的に今お手伝いをしているということで、今後は農協の職員を続けながら私の担い手として続けてくれるというお約束をしていますので、息子に期待しています。

以上です。よろしくお願ひします。

17番 分かりました。いろいろ大変なこともあるかと思いますけれども、もし何かありましたら、周りに御相談していただいてやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。

続きまして、高杉土地利用部会長、お願ひします。

3番 こんにちは。私のほうからも質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は、条件を満たし続けている間は納税を免除される制度であり、農業その他僅かな業種のみに適用される特例措置です。立川市を初め各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者を初め家族の方などが農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を

維持することはできなくなります。また、特例の対象農地は、原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸円滑化法の施行により貸すこともできるようになりました。ただし、届出や認定なく相対で貸し借りを行うと猶予が取り消されることになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。申請農地について申請者御自身が生涯にわたりどのように関わっていくか、お考えをお聞かせください。

申請人　どのように関わっていくかということは、今までどおり、父が去年他界したんですけれども、10年ぐらい前から足腰が悪くて畑をやるのが困難な状態で、私はそこの娘ですから今までのように関わってきたので、そのような形を取らせて、今、草を生やさないよう、農地としてどなたがいつも来ても見てもきれいなように整備をしていくつもりでございます。

3番　　ありがとうございました。相続税の納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と継続を図ることを目的とされるものです。ただいま申請農地の施肥管理を適切に行い、農業経営を生涯にわたり行うこと約束していただきました。お体に気をつけながら、ぜひよろしくお願ひいたします。

申請人　分かりました。ありがとうございます。

議長　　ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんで御質問等がありましたらお願ひしたいと思います。

橋本委員、お願ひします。

5番　　10年間、農業をお手伝いされてきたというお話をしたが、今後も含めて販売計画とかそういったことについてお考えをお聞かせいただけますか。

申請人　すみません、販売というものはそんなには考えていません。ふだん自家農園という感じで自分が食べる分ぐらいのお野菜をやっているんですけども、植木を植えて自家農園で3割ぐらいかな、3割ぐらい農家をやって、販売というほどまで私、手

が回りません。

5番 分かりました。じゃ、自家消費というお考えで続けられるということですね。分かりました。ありがとうございました。

申請人 すみません、ちなみに自家消費ということで、自家消費もしているんですけれども、それも売上げとして、売上げというか、多少売っているという形も取っている部分もなくはないです。

5番 分かりました。ありがとうございました。

申請人 すみません、ありがとうございます。

議長 そのほか御質問ありますか。
お願いします。

14番 先ほど聞いていますと、植木を主体、野菜を主体、どっちが主体なんでしょうか。

申請人 半分半分です。半分半分というか、植木のほうが多いかもしれないですね。

14番 植木の場合には結構、掘り取りとかそういうのがあります
が、そういうのも自分で重機等を使って。

申請人 重機とかはやらないで、見てやってもらっているだけで管
理はしています。

議長 ありがとうございます。私は現地を調査しましたので大体
様子は分かっているんですけども、地元の農業委員さんから
も話は聞いております。恐らく内容的には植木を委託みたいな
形で、掘り取りは植木業者にお願いしているということでした
ね。

申請人 そうですね。委託管理をお願いしているという感じです。
自分ができない部分はお願いしてやってもらっているという形
を取って維持をしています。申し訳ないです。

議長 いいですか、高橋委員、今まで。

12番 大丈夫です。よく見て回りますんで。

申請人 ありがとうございます。

議長 分かりました。現地を見てから分かっていますので
大丈夫だと思います。

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、御質問等がないと認め、私のほうから申請人にお願いがございます。

納税猶予制度というのは国の制度でございます。その辺はもう御理解いただいていると思います。それで今後3年に1回は調査に伺いますので、そのときにしっかり管理がされているか、そういうところまで見てきます。なので、ここで終わっていいじゃなく、これからもずっと引き続き管理等をしていただくことになりますので、その辺も御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それで、お帰りになりましたら、ただいま両部会長からいろいろ御質問等があった内容が、この封筒の中に書いてありますので、息子さんにもこちらを見ていただきて、よく家族で話をして御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日はお忙しい中お越しいただきましてありがとうございました。また、体には気をつけて無理をしないで従事していただきたいと思います。今日はありがとうございました。

申請人 本日はお時間をいただきありがとうございました。ありがとうございます。失礼いたします。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第2号の1、相続税納税猶予に関する適格者証明書について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

続いて、議案第2号の2について事務局より説明をお願いします。

局長 続きまして、議案第2号の2でございます。農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。現地調査を、申請人立ち会いの下、鈴木会長、宿谷委員、浅見委員、

田中委員、横幕委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は柏町二丁目の2筆になります。略図2を御覧ください。砂川六番の南、自宅裏に広がる農地でございます。コニファーーやヤマボウシなど植木の生産をされておられました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第2号の2は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案第2号の2について、確認を担当された委員から補足説明をお願いします。

まず初めに、宿谷委員、お願いします。

7番 この畠は境界もしっかりとしていました。また、落葉樹とコニファー等を作つておられまして、肥培管理はしっかりとしていました。また、ハウスの中には育苗している苗木とか挿し木とかもしていて、結構熱心にやっているなと思いました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、浅見委員、お願いします。

6番 肥培管理も良好で、別に問題なかったと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、田中委員、お願いします。

14番 全然問題ない農地でした。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8番 広い農地ですけれども、よく管理されていて問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。

それでは、私のほうから補足説明します。各委員さん、また宿谷委員からもお話がありましたように、植木生産ということで非常に大きく植木生産をしている方でございます。なので、非常にきれいに管理もされて何の問題もないかと思います。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願ひします。ありませんか。

それでは、御質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請人の意思確認を行いたいと思います。申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。

申請人には相続税納税猶予制度については十分御理解していると思いますが、本総会におきまして改めて意思確認をさせていただきますので、御協力をお願ひいたします。

農業委員会としましては、納税猶予制度が正しく運用されなければ制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか農地の存続すらなくなってしまうと考えています。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねをいたします。

まず初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をいたします。

それでは初めに、岡部農業経営部会長、お願ひします。

17番 本日は時間をいただきましてありがとうございます。

それでは、質問をさせていただきます。

相続税の納税猶予制度を申請した農地所有者は、その適用のために生涯にわたり農業経営を行う必要があります。その長い期間の中には、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることもあります。そのような場合でも、制度を適用する上では農業経営を継続していくかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続は難しくなることが予想されます。そこで確認をさせていただきます。

1点目といたしまして、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思がおありでしょうか。

2点目は、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の

方の協力・支援等を受けられるでしょうか。

以上2点、お答えをお願いいたします。

申請人 まず1点目のほうです。私のほうももう35年近く植木生産という植木を生産しております、この先ほかの職業になって生活するなんていうことが全く考えることができないような人間なんで、将来にわたって自分はずっと続けていくというしかないというか、意思があります。

質問の2のほうなんですけれども、後継者育成、実際まだうちの子供がまだ高校生、ここで大学になるんですけれども、まだはっきりとこの仕事をやるという意思表示は、正直なところないんですけども、一緒にこの仕事をやっている弟がおりまして、弟と一緒にやっていて、あと従業員の人もいたりとかするんですけども、自分が例えば去年もそうなんですけれども、けがとかがあった場合は、そういう人にサポートして乗り越えてきたりとか今までやってきたんで、全然不安はないかというと分からんんですけども、そういう方はサポートしていただける人はいます。

以上です。

17番 事前に我々の説明の中でも、今までずっとしっかりした経営をされているというのは伺っておりますので、引き続き頑張っていただければと思いますので、ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。

続きまして、高杉土地利用部会長、お願ひします。

3番 私のほうからも質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

相続税の納税猶予制度は、条件を満たして続けている間は納税を免除される制度であり、農業その他僅かな業種のみに適用される特例措置です。立川市を初め各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者を初め家族の方などが農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度は維持することはできなくなります。また、特例の対象農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農

地貸借円滑化法の施行により、貸すこともできるようになりました。ただし、届出や認定なく相対で貸し借りを行うと猶予が取り消されることになりますので、注意してください。

そこでお尋ねします。申請農地について申請者御自身が生涯にわたりどのように関わっていくか、お考えをお聞かせください。

申請人 今回申請した場所は、自分の敷地の自宅の地続きの場所なんで、そこの畠を手放すということは、完全にこの仕事ができなくなるというような状態なものですから、将来にわたってその土地を維持していきたいというか、いく所存でございます。貸し借りの件に関しては、自分のほうは人に貸すとかそういうことは一切考えておりません。どちらかというと農地を借りていく側のほうで今のところは考えているぐらいの感じで、一生懸命やっていくつもりでおります。

3番 ありがとうございました。相続税の納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と継続を図ることを目的とされるものです。ただいま、申請農地の肥培管理を適切に行い、農業経営を生涯にわたり行うことを約束していただきました。お体に気をつけながら、けがなどしないように、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんで御質問等がありましたらお願ひしたいと思います。ありませんか。

それでは、御質問がないと認め、私から申請人の方にお願いがございます。

納税猶予制度は、もう御存じのとおり国の制度ということでございます。なので、今後3年に1度また現地調査ということでお邪魔させてもらいますので、そのときにはまた立ち会っていただいて現地調査をさせていただきますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

それで、今日、両部会長からいろいろ御質問があった内容がこの封筒の中に入っていますので、お帰りになりましたら、御家族また弟さん等にも見ていただきたいとおもいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、体には気をつけて頑張っていただきたいと思いますので、本当に今日はお忙しい中ありがとうございました。

申請人　いろいろ皆さん、ありがとうございました。失礼いたしました。

〔申請人　退席〕

議長　それでは、採決に移ります。議案第2号の2、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長　ありがとうございました。全員挙手と認め、証明することに決します。

次に、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、7件議題に呈します。

今回の現地調査では、件数が多かったため2班に分かれて調査を行いました。後半4番以降の補足説明は職務代理にお願いしたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

局長　議案第3号、7件につきましてお諮りをいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては、記載のとおりでございます。現地調査を鈴木会長、嶋田職務代理、宮岡委員、内野委員、川野委員、鴻地委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告をいたします。

議案第3号の1、若葉町三丁目の2筆になります。略図1を御覧いただきたいと思います。略図1は第九中学校の西に広がる農地で、ホウレンソウなどの露地野菜を中心に生産されておりました。農地内に剪定枝が放置されていたため処分をすることと、電柱につきまして、次の相続の際は納税猶予地から外すよう指導をいたしました。それ以外、肥培管理は良好で、境界

も確認をできたところでございます。

続きまして、議案第3号の2、栄町五丁目の5筆になります。略図2を御覧ください。略図2は第八小学校の東、弁天通りの西に広がる農地で、タマネギなどを生産されており、今後はジャガイモの作付を予定されているとのことでございます。肥培管理は良好で、境界も確認をできたところでございます。畠の中の猶予地から外している箇所は内墓の跡でございまして、現在の地目も畠に変更済みでございます。

続きまして、議案第3号の3、砂川町二丁目の1筆になります。略図3を御覧ください。略図3は砂川三番の南、住宅に囲まれた農地で、プロッコリーやタマネギなどの露地野菜の生産をされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できたところでございます。

続きまして、議案第3号の4、西砂町六丁目の4筆になります。略図4を御覧ください。略図4は西砂學習館の西、自宅裏に広がる農地で、ネギやキャベツなどの野菜類と東京都の委託によるサツキやツツジなどの植木生産をされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認をできたところでございます。

西側の別所有者の農地内に、畠へ下りるスロープが造られています。このスロープは当該農地隣接のため、降雨時に土が流入し耕作に影響が出ていることや、雑草の越境に悩まされていると伺ったところでございます。以前よりこれらについて、委員から継続的に指導をしてきているところでございますが、現在も改善が見受けられないということでございます。

続きまして、議案第3号の5、西砂町六丁目の5筆になります。略図5を御覧ください。略図5は松中団地の西、南北2か所の農地でございます。北側の農地では、ネギなど自家消費の野菜を作られておりました。一部雑木化した箇所がございましたが、フキやミョウガなどを作られているとのことでございました。畠の北のL字となっております箇所の境界石が確認できませんでした。南側の農地では大根やネギなどを生産しており、庭先販売などもしているとのことでございました。こちらでは、

南側の住宅開発地から雨水が流れ込んで困っているということでございました。どちらも肥培管理はおおむね問題はなく、境界も一部を除いて確認をできたところでございます。

続きまして、議案第3号の6、上砂町五丁目の5筆と砂川町八丁目の1筆になります。略図6-1を御覧ください。略図6-1は武藏砂川駅の西、2か所に分かれて広がる農地でございます。シラカシやマテバシイのほか、株立ちしたケヤキなどの植木を生産されておりました。

略図6-2を御覧ください。略図6-2は武藏砂川駅の北東に広がる農地でございます。こちらでもマテバシイを中心として植木を生産されておりました。どちらの農地も肥培管理は大変良好でございまして、境界も確認できているところでございます。周囲の道路の道幅が狭いために、境界木の管理につきましては気をつけていたりということでございました。

最後に、議案第3号の7、砂川町八丁目の1筆と上砂町二丁目の1筆でございます。略図7-1を御覧ください。略図7-1は、北の農地、武藏砂川駅の北東、住宅に囲まれております。ネギやホウレンソウ、コマツナなどを生産されておりました。みのれや給食用に出荷されているということでござります。

略図7-2を御覧ください。略図7-2は南の農地でございまして、自宅裏にございまして、ネギの苗を作られおりました。生産時期の調整のために、種まきの時期や品種を変えて作られているということでございました。どちらも肥培管理は良好で、境界も確認できたところでございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案第3号について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

まず初めに1番です。それでは、私のほうから補足説明をいたします。

この方は野菜生産のほうをされ、ほとんどを庭先販売という

ことでしております。それで一部植木のほうが剪定がちょっとと植木が伸びているところが1本だけだったので、それを剪定してもらいたいということでお願いをしておきました。

それとあと1点は、以前ここのところの畑の一番奥のところに、庭先販売の足場パイプで販売する直売所ですか、があったんです。それも私のほうで事前に、それは撤去してくださいということで撤去のほうをお願いしておきましたし、そちらではもう販売しないで、ちょうどその方はその前に自分の駐車場を貸しているところがあるので、そちらで直売をするということで、直売所のほうも撤去して場所を移動していただきましたので、この方については問題はないのかなと思います。

以上です。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8番 今指摘がありましたけれども、実は前日大変な強風だったので、この若葉町というところは住宅に囲まれたところに畑がありますので、近隣から何かクレームがあったのではないかと心配したんですけども、日頃いいコミュニケーションを取っているので、その問題はなかったというお話をしました。

議長 では、問題ないということですね。

続きまして、2番ですね。宮岡委員、お願いします。

13番 この方は野菜農家さんで、肥培管理もよく、石の場所も確認できました。現地に行くと麦やタマネギなどが植わっていて、あと白菜とキャベツがちょこちょことあったかなというふうに覚えております。特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8番 特に問題ないと思います。

議長 それでは、続きまして3番です。内野委員、お願いします。

4番 この方なんですけれども、農作業のほうは申請者と申請者の弟さんの家族でやられています。境界石も確認できましたし肥培管理も良好で、特に問題ありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8番 特に問題ないと思いました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、4番と5番ですね。川野委員、お願いします。

16番 まず4番ですけれども、大変きれいにしてあります、特に問題ないと思います。大変仕事も丁寧にやる方なので大変きれいでした。

先ほど事務局からお話がありましたとおり西側の畠、これは宅地化農地になっていると思うんですけれども、宅地部分から畠に下りるところに段差がありまして、そのスロープという形でスロープが造られているんですけども、スロープにしてはちょっと長過ぎるんじゃないかなということで、これは以前からも指導されているということですけれども、なかなか改善が見られないということで、今回ちゃんと現地のほうを詳しく見てはこなかったんですけども、もう一段強い指導をするタイミングに来ているのかなという形は受けました。前回のときにも指導されているということですので、その辺、指導へ行かれた会長等からも御説明いただければと思っております。

それから5番の方ですけれども、これも事務局のほうから先ほど説明がございました。一部境界石がなかったので確認してくださいということで指導しております。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして6番、7番です。鴻地委員、お願いします。

10番 略図の6-1、6-2とも、とても肥培管理が良好で境界も確認できまして問題ないと思います。

続きまして7-1、7-2ですが、こちらも肥培管理がとても良好で問題はないと思います。特に7-1なんですが、住宅に囲まれております、農閑期というわけじゃないんですが、強風が吹いたときに土ぼこりというか、それがちょっと心配だ

なぐらいですかね。それ以外は特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、私の方で 1 番から 3 番について補足説明をするところですが、1 番については先ほど私の方で補足説明をしました。あと 2 番、3 番については、各委員さんから報告がありましたように問題はなかったと思います。

それで、あと 4 番から 7 番を職務代理より補足説明をお願いします。

2 番 4 番の方ですけれども、肥培管理は非常に良好でした。本人の方が親子 3 代にわたってサツマをずっと生産しているんだというのを誇りに思っています、昔ははんてんを作つて砂川何とかと、苗をやるんだというので、今もちょうど苗床を作つているんですけども、昔ながらの踏み固める温床、落ち葉を集めてきてそれで苗床を作るというのを、これから実際に入れて根を作つていくんだというのを、誇りに思いながらやっていける方でした。

それと隣の畑についてなんですけれども、以前から農地パトロールにも多分対象になったところだと思うんですけども、以前の農業委員の方と会長も以前に指導をされていたという、口頭でお伺いして指導ということだったんですけども、今、川野委員からもあったように、もう一步強い指導ということで文書指導なりなんなりを検討してもいいのかなというふうに感じました。

それと 5 番の方ですけれども、事務局の説明からあったように南側が宅地開発がされていまして、そのところに取付け道路が申請者の農地まで伸びているんですけども、そこから雨水が入ってきて困っているということで、農業委員会に何とかせよという話をいただいたんですけども、それはちょっと農業委員会のほうとしては何ともできないということで、その場でその申請者の方が、浸透の井戸を掘るというような話だったんですけども、それは当然、生産緑地内のそういう行為にな

りますので都市計画課のほうに直接、もしやるんであれば御相談をしてみてくださいというような返答をしたんですけども、確かに周りが開発されると、非常にそういう問題は出てくると思うんですけども、これは致し方ないというところがあるんで、半分は自己防衛的なところを、これから自分の畠もそうですがけれども、考えていかなきゃいけないのかなというふうに思いました。

あと6番、7番については、非常に肥培管理もすばらしくよくできていましたので、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、先ほど4番のスロープの件なんですけれども、こちらについてはまず1点は、この地区は農業委員さんがまずいといいうところなんですね。なので、農業委員さんがいればもう少し逐一指導などをかなりできるところなんですけれども、いないということで、その対応は近隣の近くの川野委員さんとか嶋田委員とかがお願いするんですけども、そこまで細かく見られないといいうのが現状だと思います。

それで、以前にこの方にも指導に伺いました。そのときは口頭指導だったんです。なので、改善するということでそれで口頭で済んで、当然そのときには地元の農業委員さんもいましたので、逐一地元の農業委員さんからも言っていただきました。

またもう今はいませんし、それと先ほど調査を行った川野委員、また職務代理、嶋田さんなんかも、やはり口頭だけだとどうしても通じない面もありますので、この方については文書指導ということでしっかり指導を、文面に書いて指導したらいかがかなと思います。これは皆さんにもこれでよろしいかどうか確認を取って、文書指導をしていったらどうかなと思います。

あと先ほど5番の方の道路から雨水が流れるという件については、今も局長に話を確認しましたら、道路課のほうにも一言話ををしておいたほうがいいんじゃないかなという、してもいいのかなということで話をいただきましたので、そういう感じで

どうですか、局長。

局長 道路からの流入ということでございますので、その状況を道路課の職員といいますか、道路課は行政として知らないわけにはいかないので、そこら辺はしっかりと道路課のほうにも伝えるということにさせていただきます。ありがとうございます。

議長 以上になります。

ただいま説明がありました件について、御質問などがありましたらお願ひしたいと思います。

清水委員。

15番 5番の方なんですが、被相続人の所有面積が不詳というのはどういう理由なんでしょうか。

議長 事務局、お願ひします。

係長 こちらの面積につきまして後ほど確認して御報告申し上げますので、よろしくお願ひします。

議長 じゃ、後日報告ということですね。

係長 もし事務室のほうに行きまして確認が取れれば、この後、御報告させていただきます。その時点で不明だった場合は、また後日ということでおろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。じゃ、清水委員、よろしいでしょ
うか。

15番 はい。

議長 そのほかござりますか。

川野委員。

16番 先ほどの4番の方の隣接農地の件なんですけれども、今回の新しい農業委員さんの中では、現地を確認したのは私と職務代理だけなんですよ。その一歩強い指導を行う場合に皆さんの総意を得るのに、現地の写真等を確認しなくて文書指導を出しちゃっていいものかどうか、ちょっとその辺を危惧しているんですけれども、場合によったら農地パトロールまで待つとか、その辺はどうなんですかね。もしくは次回のときに写真等で判断してもらうとか、ちょっと現地のイメージが皆さん湧いていないんじゃないかなと思うんですけども。

議長 4番の方が例えばなるべく早くとにかくお願ひしたいということでしたら、やはり、次の農地パトロールまで結構先になりますので、写真等を見ていただいて、皆さんにそれで確認をしてから文書指導というような形を取ったほうがいいんでしょうね。と思うんですけれども、どうですか。

16番 今回委員が変わっちゃっているんで。

9番 確かにね。

2番 皆さんにそういう形で、今、説明だけではちょっとつかないところもあるかとは思うんですけども、今までの経緯というところからすると、何度も口頭で指導してきてといういきさつもありますし、隣の今回の猶予の対象になっている方からも、かなり困っているというようなお話も受けていますので、農地パトロールまではちょっと時間があり過ぎるのかなという感じがありますし、あと写真で確認してもらうのがいいのかもしれないんですけども、私と川野委員と見る限りでは、かなりスロープにされている範囲が広いということが1つ、いくら宅地化農地であってもそこまでは要らないだろうということと、あとは周りの農業者の方が困っているという、その辺が一番の問題なのかなというところもあるんで、私としては今までの経緯というのを一番重視というか、何度も何度も改善が見られないということなので、ここで私たちの説明で納得していただければと思うんですけども、早急に早い段階で一度その文書指導というのを行ってもいいのかなというふうに、個人的には思っております。

議長 ただいまいろいろ御説明等ありましたけれども、御意見ありますか。

じゃ、両部会長に聞きましょう。岡部委員、お願ひします。

17番 前回、前回と、いつのだったか覚えていないんですけども、パトロールで見た記憶があるんですよね。かなりの段差があって、多分そのときのスロープというのも重機が出入りするような感じのスロープだったような記憶があるんですよ。だからそのときもたしか口頭で事務局から言ったはずなんですけれど

ども、多分、今の話を伺う限りは改善されていないのかなということで、本当にもう一步前に進めるようなやり方をしないと改善というのは見込めないのかなという気がします。だから写真を一回撮って皆さんに見てもらって納得の中で、踏み込んだ指導をしたほうがいいんじゃないかと思います。

3番 私も前回の、前回のというか、25期じゃなくて24期のときに行っています。皆さんが言っているみたいに、スロープというより平らな部分がすごい長いんです。その先にかなり行ったところでスロープになっているから、そんなには要らないと思うんだよね。もっと短いところからスロープにすれば畠ももっと使い勝手がいいんじゃないのかなと思うんですよ。だけれども、泥を随分、平らにしてあるところの前の部分を出さなきゃならないので、あれを短くしろというのは、ちょっとなかなかかなりお金もかかるんじゃないのかなという気はしましたね。ただ、これは言っただけじゃ伝わらないですよ、見ていない方には。やっぱり写真を撮ってもらってメールで送ってもらったほうが分かるんじゃないかなと思います。

以上です。

17番 川野委員のスマホには画像があるんだけれども。

〔画像 確認〕

議長 すみません、皆さん見ていただけましたか。やはりこれは早急にしたほうが、これだけ迷惑をかけているということなので、できたら皆さんにも確認を取っていただいたので早急に今度は文書指導ということで、直接その方に送るような形を取つたらいかがでしょうか。いいですかね。

じゃ、そういう形で、早急に文書指導ということでもう少し強く文書指導で指導していきたいと思いますので。

3番 ちょっといいですか。今回、過去に問題があったようなところじゃないですか。なので、こういう事案が出そうなところは事前に写真か何かを撮って会議に臨むというのはどうですかね。

14番 出そうだと、その出そうが、それはだって分からないから。

3番 そうだけれども、今回のなんかは前回の24期のときにも問題になった場所だしということです。

議長 今回は特別の事例だと思うので、なかなかこういう議論はないので、実際に写真を撮るというのもなかなか難しい面があるかと思いますので、分かる範囲だったらやってもいいのかなと思いますけれども、その辺は事務局のほうで。

3番 ああ、そうですか。

議長 もしそういうところが事前に分かるようだったらそういうぐらいではいかがでしょうか。

3番 はい。

議長 じゃ、文書指導をするという形で、こちらのほうを事務局のほうでお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。それでもまた改善されなかつたら、また私とかあと職務代理とか両部会長でも行くとか、その辺また今後また対応を取るような形を取りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、何かそのほか質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、質問がないと認め、採決に移ります。

議案第3号の引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

議長 ありがとうございました。

全員挙手と認め、証明することに決します。

続きまして、その他で事務局、何かございますか。お願ひします。

主事 すみません、事務局から1件、前回総会の際に登記地目の変更の手続の御案内をする際、どういった手続のボリュームであったりとか期間、そういういた部分について確認をするところで、事務局のほうで確認をいたしましたので御報告いたします。このたび配付資料はございませんので、恐れ入ります、口頭で失礼いたします。御了承ください。

3点御説明いたします。

まず1点目、費用面について、登記地目を変更する際、費用は発生しないとのことでした。つまり、無料でお手続ができるとのことです。また、現況が既に畠として長期間使用されており、指導の際に登記地目を変えるといった、その手続までの期間が空いてしまっているという場合であっても、特にそういったケース、課金等のペナルティーはないということでございましたので、基本的には無料で変更の手續が取れるということでございました。

次に2点目、手續に要する期間について御案内をいたします。法務局の事務の繁忙具合にもよるため、あくまで目安となります、申請を受理してからおおむね2週間程度で登記簿に変更が反映されるとのことでした。

最後、3点目、必要書類についてでございます。具体的なケースでお伝えいたしますと、前回の総会の際では、現況は畠、ただ登記地目は墓地といった事例がございました。このケースにおける地目の変更の手續につきましては、既にお墓を移されているということで墓じまいに関する許可証、こちら正式名称は改葬許可証というものがあるということでお伺っております。地目の変更日がそちらに墓から畠に、墓を移したというところになりますので、その日付が書いてあるということで、そちらが分かる許可証の添付が望ましいとのことでした。しかしながら、既にそういった許可証が既にないというケースもあるかと考えられます。そういう場合でも現況の土地の利用状況、現況の使用が畠といった、といった状況判断に基づきまして登記地目の変更の手續は可能ということでございました。

以上3点でございます。

結論としましては、法務局の担当者としては、そういった先ほどの許可証がある・ないといったケースであったり、その畠の従前が墓地であるのか、またそのほかの使用があったというところもケース・バイ・ケースではあろうかと思います。ですので一旦その所有者の方、地目の変更をされたい方から状況を確認し、必要に応じて持ち物または窓口の予約を取るなど、事

前に案内をさせていただいているところでございましたので、あまりこちら窓口のまた前段といいますか、農業委員会としてはあまり具体的な御案内というよりは、地目の変更手続は法務局の立川出張所の表示係というところが担当になるんですが、立川出張所の表示係に御相談ください、というだけ御案内していただければというところでございました。

以上、今後御指導される際の御参考にいただけますと幸いでございます。

以上です。

議長 そのほか何かございますか。

局長 特段ございません。

議長 それでは、ないようですので、本日の審議はこれで終了をいたします。

次回の農業委員会は3月26日（水）、午後3時から、208・209の会議室で開催となります。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後4時42分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員